

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>479 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>476 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>461 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>458 単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>452 単位</u>	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>450 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>443 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>441 単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>435 単位</u>	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>433 単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>424 単位</u>	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>422 単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>417 単位</u>	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>415 単位</u>
(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>462 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>459 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>444 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	<u>442 単位</u>
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>436 単位</u>	(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>434 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>428 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>426 単位</u>
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>420 単位</u>	(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	<u>418 単位</u>
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>409 単位</u>	(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	<u>407 単位</u>
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>403 単位</u>	(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	<u>401 単位</u>
第6 就労定着支援		第6 就労定着支援	
就労定着支援サービス費（1月につき）		就労定着支援サービス費（1月につき）	
イ 利用者数が20人以下		イ 利用者数が20人以下	
(1) 就労定着率が9割以上の場合	<u>3,215 単位</u>	(1) 就労定着率が9割以上の場合	<u>3,200 単位</u>
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>2,652 単位</u>	(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>2,640 単位</u>
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>2,130 単位</u>	(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>2,120 単位</u>
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,607 単位</u>	(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,600 単位</u>
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,366 単位</u>	(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,360 単位</u>

(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	<u>1,206 単位</u>	(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	<u>1,200 単位</u>
(7) 就労定着率が1割未満の場合	<u>1,045 単位</u>	(7) 就労定着率が1割未満の場合	<u>1,040 単位</u>
ロ 利用者数が21人以上40人以下		ロ 利用者数が21人以上40人以下	
(1) 就労定着率が9割以上の場合	<u>2,572 単位</u>	(1) 就労定着率が9割以上の場合	<u>2,560 単位</u>
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>2,122 単位</u>	(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>2,112 単位</u>
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>1,704 単位</u>	(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>1,696 単位</u>
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,286 単位</u>	(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,280 単位</u>
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,093 単位</u>	(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,088 単位</u>
(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	<u>964 単位</u>	(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	<u>960 単位</u>
(7) 就労定着率が1割未満の場合	<u>836 単位</u>	(7) 就労定着率が1割未満の場合	<u>832 単位</u>
ハ 利用者数が41人以上		ハ 利用者数が41人以上	
(1) 就労定着率が9割以上の場合	<u>2,411 単位</u>	(1) 就労定着率が9割以上の場合	<u>2,400 単位</u>
(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>1,989 単位</u>	(2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>1,980 単位</u>
(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>1,597 単位</u>	(3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>1,590 単位</u>
(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,206 単位</u>	(4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,200 単位</u>
(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,025 単位</u>	(5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,020 単位</u>
(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	<u>904 単位</u>	(6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合	<u>900 単位</u>
(7) 就労定着率が1割未満の場合	<u>784 単位</u>	(7) 就労定着率が1割未満の場合	<u>780 単位</u>
《相談系サービス》		《相談系サービス》	
第1 計画相談支援費		第1 計画相談支援費	
イ サービス利用支援費		イ サービス利用支援費	
(1) サービス利用支援費(I)	<u>1,462 単位</u>	(1) サービス利用支援費(I)	<u>1,458 単位</u>
(2) サービス利用支援費(II)	<u>731 単位</u>	(2) サービス利用支援費(II)	<u>729 単位</u>

<p>ロ 継続サービス利用支援費</p> <p>(1) 継続サービス利用支援費(I) <u>1,211 単位</u></p> <p>(2) 継続サービス利用支援費(II) <u>605 単位</u></p> <p>注1) 居宅介護支援費重複減算 (I)</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1月につき所定単位数から減算する。</p> <p>(1) サービス利用支援費(I) <u>553 単位</u></p> <p>(2) 継続サービス利用支援費(I) <u>604 単位</u></p> <p>注2) 居宅介護支援費重複減算 (II)</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1月につき所定単位数から減算する。</p> <p>(1) サービス利用支援費(I) <u>856 単位</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 継続サービス利用支援費(I) <u>907 単位</u></p> <p>(4) 継続サービス利用支援費(II) <u>301 単位</u></p> <p>第2 障害児相談支援費</p> <p>イ 障害児支援利用援助費</p> <p>(1) 障害児支援利用援助費(I) <u>1,625 単位</u></p> <p>(2) 障害児支援利用援助費(II) <u>814 単位</u></p> <p>ロ 継続障害児支援利用援助費</p> <p>(1) 継続障害児支援利用援助費(I) <u>1,322 単位</u></p> <p>(2) 継続障害児支援利用援助費(II) <u>661 単位</u></p>	<p>ロ 継続サービス利用支援費</p> <p>(1) 継続サービス利用支援費(I) <u>1,207 単位</u></p> <p>(2) 継続サービス利用支援費(II) <u>603 単位</u></p> <p>注1) 居宅介護支援費重複減算 (I)</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1月につき所定単位数から減算する。</p> <p>(1) サービス利用支援費(I) <u>552 単位</u></p> <p>(2) 継続サービス利用支援費(I) <u>602 単位</u></p> <p>注2) 居宅介護支援費重複減算 (II)</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1月につき所定単位数から減算する。</p> <p>(1) サービス利用支援費(I) <u>854 単位</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 継続サービス利用支援費(I) <u>904 単位</u></p> <p>(4) 継続サービス利用支援費(II) <u>300 単位</u></p> <p>第2 障害児相談支援費</p> <p>イ 障害児支援利用援助費</p> <p>(1) 障害児支援利用援助費(I) <u>1,620 単位</u></p> <p>(2) 障害児支援利用援助費(II) <u>811 単位</u></p> <p>ロ 継続障害児支援利用援助費</p> <p>(1) 継続障害児支援利用援助費(I) <u>1,318 単位</u></p> <p>(2) 継続障害児支援利用援助費(II) <u>659 単位</u></p>
---	---

<p>第3 地域移行支援</p> <p>地域移行支援サービス費</p> <p>イ 地域移行支援サービス費(I) <u>3,059 単位</u></p> <p>ロ 地域移行支援サービス費(II) <u>2,347 単位</u></p> <p>第4 地域定着支援</p> <p>地域定着支援サービス費</p> <p>イ 体制確保費 <u>305 単位</u></p> <p>ロ 緊急時支援費</p> <p>(1) 緊急時支援費(I) <u>711 単位</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>《障害児通所支援》</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>児童発達支援給付費 (1日につき)</p> <p>イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合 (ロ又はハに該当する場合を除く。)</p> <p>(1) 利用定員が30人以下の場合 <u>1,085 単位</u></p> <p>(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 <u>1,004 単位</u></p> <p>(3) 利用定員が41人以上50人以下の場合 <u>929 単位</u></p> <p>(4) 利用定員が51人以上60人以下の場合 <u>858 単位</u></p> <p>(5) 利用定員が61人以上70人以下の場合 <u>829 単位</u></p> <p>(6) 利用定員が71人以上80人以下の場合 <u>803 単位</u></p> <p>(7) 利用定員が81人以上の場合 <u>777 単位</u></p>	<p>第3 地域移行支援</p> <p>地域移行支援サービス費</p> <p>イ 地域移行支援サービス費(I) <u>3,044 単位</u></p> <p>ロ 地域移行支援サービス費(II) <u>2,336 単位</u></p> <p>第4 地域定着支援</p> <p>地域定着支援サービス費</p> <p>イ 体制確保費 <u>304 単位</u></p> <p>ロ 緊急時支援費</p> <p>(1) 緊急時支援費(I) <u>709 単位</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>《障害児通所支援》</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>児童発達支援給付費 (1日につき)</p> <p>イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合 (ロ又はハに該当する場合を除く。)</p> <p>(1) 利用定員が30人以下の場合 <u>1,081 単位</u></p> <p>(2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 <u>1,000 単位</u></p> <p>(3) 利用定員が41人以上50人以下の場合 <u>925 単位</u></p> <p>(4) 利用定員が51人以上60人以下の場合 <u>855 単位</u></p> <p>(5) 利用定員が61人以上70人以下の場合 <u>826 単位</u></p> <p>(6) 利用定員が71人以上80人以下の場合 <u>800 単位</u></p> <p>(7) 利用定員が81人以上の場合 <u>774 単位</u></p>
---	---

<p>ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>(1) 利用定員が20人以下の場合 <u>1,383単位</u></p> <p>(2) 利用定員が21人以上30人以下の場合 <u>1,190単位</u></p> <p>(3) 利用定員が31人以上40人以下の場合 <u>1,074単位</u></p> <p>(4) 利用定員が41人以上の場合 <u>974単位</u></p> <p>ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>(1) 利用定員が15人以下の場合 <u>1,330単位</u></p> <p>(2) 利用定員が16人以上20人以下の場合 <u>1,039単位</u></p> <p>(3) 利用定員が21人以上の場合 <u>923単位</u></p> <p>ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>㊦ 利用定員が10人以下の場合 <u>830単位</u></p> <p>㊧ 利用定員が11人以上20人以下の場合 <u>559単位</u></p> <p>㊨ 利用定員が21人以上の場合 <u>435単位</u></p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>㊦ 利用定員が10人以下の場合 <u>706単位</u></p> <p>㊧ 利用定員が11人以上20人以下の場合 <u>467単位</u></p> <p>㊨ 利用定員が21人以上の場合 <u>361単位</u></p>	<p>ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>(1) 利用定員が20人以下の場合 <u>1,377単位</u></p> <p>(2) 利用定員が21人以上30人以下の場合 <u>1,185単位</u></p> <p>(3) 利用定員が31人以上40人以下の場合 <u>1,070単位</u></p> <p>(4) 利用定員が41人以上の場合 <u>970単位</u></p> <p>ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>(1) 利用定員が15人以下の場合 <u>1,325単位</u></p> <p>(2) 利用定員が16人以上20人以下の場合 <u>1,035単位</u></p> <p>(3) 利用定員が21人以上の場合 <u>919単位</u></p> <p>ニ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）</p> <p>(1) 主に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>㊦ 利用定員が10人以下の場合 <u>827単位</u></p> <p>㊧ 利用定員が11人以上20人以下の場合 <u>557単位</u></p> <p>㊨ 利用定員が21人以上の場合 <u>433単位</u></p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>㊦ 利用定員が10人以下の場合 <u>703単位</u></p> <p>㊧ 利用定員が11人以上20人以下の場合 <u>465単位</u></p> <p>㊨ 利用定員が21人以上の場合 <u>360単位</u></p>
---	---

<p>ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>(1) 利用定員が5人の場合 <u>2,096単位</u></p> <p>(2) 利用定員が6人の場合 <u>1,755単位</u></p> <p>(3) 利用定員が7人の場合 <u>1,509単位</u></p> <p>(4) 利用定員が8人の場合 <u>1,325単位</u></p> <p>(5) 利用定員が9人の場合 <u>1,183単位</u></p> <p>(6) 利用定員が10人の場合 <u>1,068単位</u></p> <p>(7) 利用定員が11人以上の場合 <u>836単位</u></p> <p>ヘ 共生型児童発達支援給付費 <u>562単位</u></p> <p>ト 基準該当児童発達支援給付費</p> <p>(1) 基準該当児童発達支援給付費(I) <u>667単位</u></p> <p>(2) 基準該当児童発達支援給付費(II) <u>562単位</u></p> <p>第2 医療型児童発達支援</p> <p>医療型児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 <u>388単位</u></p> <p>ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 <u>500単位</u></p> <p>ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 <u>337単位</u></p> <p>ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発</p>	<p>ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合</p> <p>(1) 利用定員が5人の場合 <u>2,088単位</u></p> <p>(2) 利用定員が6人の場合 <u>1,748単位</u></p> <p>(3) 利用定員が7人の場合 <u>1,503単位</u></p> <p>(4) 利用定員が8人の場合 <u>1,320単位</u></p> <p>(5) 利用定員が9人の場合 <u>1,178単位</u></p> <p>(6) 利用定員が10人の場合 <u>1,064単位</u></p> <p>(7) 利用定員が11人以上の場合 <u>833単位</u></p> <p>ヘ 共生型児童発達支援給付費 <u>560単位</u></p> <p>ト 基準該当児童発達支援給付費</p> <p>(1) 基準該当児童発達支援給付費(I) <u>664単位</u></p> <p>(2) 基準該当児童発達支援給付費(II) <u>560単位</u></p> <p>第2 医療型児童発達支援</p> <p>医療型児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 <u>386単位</u></p> <p>ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 <u>498単位</u></p> <p>ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合 <u>335単位</u></p> <p>ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療型児童発</p>
---	---

遠支援を行う場合	449 単位	遠支援を行う場合	447 単位
第3 放課後等デイサービス 放課後等デイサービス給付費（1日につき） イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等 デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）		第3 放課後等デイサービス 放課後等デイサービス給付費（1日につき） イ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し授業の終了後に指定放課後等 デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）	
(1) 区分1の1		(1) 区分1の1	
㊦ 利用定員が10人以下の場合	660 単位	㊦ 利用定員が10人以下の場合	656 単位
㊧ 利用定員が11人以上20人以下の場合	443 単位	㊧ 利用定員が11人以上20人以下の場合	440 単位
㊨ 利用定員が21人以上の場合	333 単位	㊨ 利用定員が21人以上の場合	331 単位
(2) 区分1の2		(2) 区分1の2	
㊦ 利用定員が10人以下の場合	649 単位	㊦ 利用定員が10人以下の場合	645 単位
㊧ 利用定員が11人以上20人以下の場合	433 単位	㊧ 利用定員が11人以上20人以下の場合	431 単位
㊨ 利用定員が21人以上の場合	326 単位	㊨ 利用定員が21人以上の場合	324 単位
(3) 区分2の1		(3) 区分2の1	
㊦ 利用定員が10人以下の場合	612 単位	㊦ 利用定員が10人以下の場合	609 単位
㊧ 利用定員が11人以上20人以下の場合	407 単位	㊧ 利用定員が11人以上20人以下の場合	405 単位
㊨ 利用定員が21人以上の場合	306 単位	㊨ 利用定員が21人以上の場合	304 単位
(4) 区分2の2		(4) 区分2の2	
㊦ 利用定員が10人以下の場合	599 単位	㊦ 利用定員が10人以下の場合	596 単位
㊧ 利用定員が11人以上20人以下の場合	398 単位	㊧ 利用定員が11人以上20人以下の場合	396 単位
㊨ 利用定員が21人以上の場合	299 単位	㊨ 利用定員が21人以上の場合	297 単位
ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサ ービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）		ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサ ービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）	

(1) 区分1		(1) 区分1	
㊦ 利用定員が10人以下の場合	792 単位	㊦ 利用定員が10人以下の場合	787 単位
㊧ 利用定員が11人以上20人以下の場合	532 単位	㊧ 利用定員が11人以上20人以下の場合	529 単位
㊨ 利用定員が21人以上の場合	412 単位	㊨ 利用定員が21人以上の場合	410 単位
(2) 区分2		(2) 区分2	
㊦ 利用定員が10人以下の場合	730 単位	㊦ 利用定員が10人以下の場合	726 単位
㊧ 利用定員が11人以上20人以下の場合	486 単位	㊧ 利用定員が11人以上20人以下の場合	483 単位
㊨ 利用定員が21人以上の場合	376 単位	㊨ 利用定員が21人以上の場合	374 単位
ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合		ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	
(1) 授業の終了後に行う場合		(1) 授業の終了後に行う場合	
㊦ 利用定員が5人の場合	1,754 単位	㊦ 利用定員が5人の場合	1,744 単位
㊧ 利用定員が6人の場合	1,466 単位	㊧ 利用定員が6人の場合	1,458 単位
㊨ 利用定員が7人の場合	1,262 単位	㊨ 利用定員が7人の場合	1,255 単位
㊩ 利用定員が8人の場合	1,107 単位	㊩ 利用定員が8人の場合	1,101 単位
㊪ 利用定員が9人の場合	988 単位	㊪ 利用定員が9人の場合	982 単位
㊫ 利用定員が10人の場合	892 単位	㊫ 利用定員が10人の場合	887 単位
㊬ 利用定員が11人以上の場合	685 単位	㊬ 利用定員が11人以上の場合	681 単位
(2) 休業日に行う場合		(2) 休業日に行う場合	
㊦ 利用定員が5人の場合	2,036 単位	㊦ 利用定員が5人の場合	2,024 単位
㊧ 利用定員が6人の場合	1,704 単位	㊧ 利用定員が6人の場合	1,694 単位
㊨ 利用定員が7人の場合	1,465 単位	㊨ 利用定員が7人の場合	1,457 単位
㊩ 利用定員が8人の場合	1,287 単位	㊩ 利用定員が8人の場合	1,280 単位
㊪ 利用定員が9人の場合	1,149 単位	㊪ 利用定員が9人の場合	1,142 単位
㊫ 利用定員が10人の場合	1,038 単位	㊫ 利用定員が10人の場合	1,032 単位

(イ) 利用定員が11人以上の場合 809 単位 二 共生型放課後等デイサービス給付費 (1) 授業の終了後に行う場合 429 単位 (2) 休業日に行う場合 554 単位 ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費 (1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ) (-) 授業の終了後に行う場合 533 単位 (二) 休業日に行う場合 658 単位 (2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ) (-) 授業の終了後に行う場合 429 単位 (二) 休業日に行う場合 554 単位 第4 居宅訪問型児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 991 単位 第5 保育所等訪問支援 保育所等訪問支援給付費(1日につき) 991 単位 ≪障害児入所支援≫ 第1 福祉型障害児入所施設 福祉型障害児入所施設給付費(1日につき) イ 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童を除く。 以下「知的障害児」という。)に対し指定入所支援を行う場合 (1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単	(イ) 利用定員が11人以上の場合 804 単位 二 共生型放課後等デイサービス給付費 (1) 授業の終了後に行う場合 427 単位 (2) 休業日に行う場合 551 単位 ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費 (1) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅰ) (-) 授業の終了後に行う場合 530 単位 (二) 休業日に行う場合 654 単位 (2) 基準該当放課後等デイサービス給付費(Ⅱ) (-) 授業の終了後に行う場合 427 単位 (二) 休業日に行う場合 551 単位 第4 居宅訪問型児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 988 単位 第5 保育所等訪問支援 保育所等訪問支援給付費(1日につき) 988 単位 ≪障害児入所支援≫ 第1 福祉型障害児入所施設 福祉型障害児入所施設給付費(1日につき) イ 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童を除く。 以下「知的障害児」という。)に対し指定入所支援を行う場合 (1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単
---	---

独施設であるとき 897 単位 (2) 入所定員が10人の場合 (-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 784 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,617 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 897 単位 (3) 入所定員が11人以上20人以下の場合 (-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 623 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,039 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 822 単位 (4) 入所定員が21人以上30人以下の場合 784 単位 (5) 入所定員が31人以上40人以下の場合 655 単位 (6) 入所定員が41人以上50人以下の場合 585 単位 (7) 入所定員が51人以上60人以下の場合 562 単位 (8) 入所定員が61人以上70人以下の場合 541 単位 (9) 入所定員が71人以上80人以下の場合 519 単位 (10) 入所定員が81人以上90人以下の場合 501 単位 (11) 入所定員が91人以上100人以下の場合 480 単位 (12) 入所定員が101人以上110人以下の場合 477 単位 (13) 入所定員が111人以上120人以下の場合 475 単位 (14) 入所定員が121人以上130人以下の場合 472 単位 (15) 入所定員が131人以上140人以下の場合 469 単位 (16) 入所定員が141人以上150人以下の場合 466 単位	独施設であるとき 891 単位 (2) 入所定員が10人の場合 (-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 779 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,606 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 891 単位 (3) 入所定員が11人以上20人以下の場合 (-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 619 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,032 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 817 単位 (4) 入所定員が21人以上30人以下の場合 779 単位 (5) 入所定員が31人以上40人以下の場合 651 単位 (6) 入所定員が41人以上50人以下の場合 581 単位 (7) 入所定員が51人以上60人以下の場合 558 単位 (8) 入所定員が61人以上70人以下の場合 537 単位 (9) 入所定員が71人以上80人以下の場合 516 単位 (10) 入所定員が81人以上90人以下の場合 498 単位 (11) 入所定員が91人以上100人以下の場合 477 単位 (12) 入所定員が101人以上110人以下の場合 474 単位 (13) 入所定員が111人以上120人以下の場合 472 単位 (14) 入所定員が121人以上130人以下の場合 469 単位 (15) 入所定員が131人以上140人以下の場合 466 単位 (16) 入所定員が141人以上150人以下の場合 463 単位
---	---

(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	462 単位	(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	459 単位
(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	458 単位	(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	455 単位
(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	454 単位	(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	451 単位
(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	450 単位	(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	447 単位
(21) 入所定員が 191 人以上の場合	447 単位	(21) 入所定員が 191 人以上の場合	444 単位
ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。 以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。 以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 30 人以下の場合	792 単位	(1) 入所定員が 30 人以下の場合	787 単位
(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	723 単位	(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	718 単位
(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	687 単位	(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	682 単位
(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	656 単位	(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	652 単位
(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	626 単位	(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	622 単位
(6) 入所定員が 71 人以上の場合	596 単位	(6) 入所定員が 71 人以上の場合	592 単位
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援 を行う場合		ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援 を行う場合	
(1) 入所定員が 5 人の場合		(1) 入所定員が 5 人の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,054 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,047 単位
(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	835 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	830 単位
(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	766 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	761 単位
(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	835 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	830 単位
(3) 入所定員が 10 人の場合		(3) 入所定員が 10 人の場合	

(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	766 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	761 単位
(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,608 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,597 単位
(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	835 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	830 単位
(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合		(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	586 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	582 単位
(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,150 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,142 単位
(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	761 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	756 単位
(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合		(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	544 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	540 単位
(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	965 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	959 単位
(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	761 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	756 単位
(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合		(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	487 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	484 単位
(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	864 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	858 単位
(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	736 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	731 単位
(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合		(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	458 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	455 単位
(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	736 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	731 単位
(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	736 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	731 単位

(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	648 単位	(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	644 単位
(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	603 単位	(9) 入所定員が36人以上40人以下の場合	599 単位
(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	529 単位	(10) 入所定員が41人以上50人以下の場合	526 単位
(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	510 単位	(11) 入所定員が51人以上60人以下の場合	507 単位
(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	492 単位	(12) 入所定員が61人以上70人以下の場合	489 単位
(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	473 単位	(13) 入所定員が71人以上80人以下の場合	470 単位
(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	456 単位	(14) 入所定員が81人以上90人以下の場合	453 単位
(15) 入所定員が91人以上の場合	438 単位	(15) 入所定員が91人以上の場合	435 単位
ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合		ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が5人の場合		(1) 入所定員が5人の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,054 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	1,047 単位
(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	831 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	826 単位
(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合		(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	785 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	780 単位
(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	831 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	826 単位
(3) 入所定員が10人の場合		(3) 入所定員が10人の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	785 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	780 単位
(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,597 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,587 単位

(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	831 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	826 単位
(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合		(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	587 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	583 単位
(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,141 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,134 単位
(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	757 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	752 単位
(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合		(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	547 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	543 単位
(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	963 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	957 単位
(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	757 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	752 単位
(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合		(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	484 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	481 単位
(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	816 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	811 単位
(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	732 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	727 単位
(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合		(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合	
(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	461 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	458 単位
(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	732 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	727 単位
(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	732 単位	(-) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	727 単位
(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	645 単位	(8) 入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。）	641 単位

(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	600 単位	(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	596 単位
(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	526 単位	(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	523 単位
(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	507 単位	(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	504 単位
(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	490 単位	(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	487 単位
(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	471 単位	(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	468 単位
(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	454 単位	(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	451 単位
(15) 入所定員が 91 人以上の場合	437 単位	(15) 入所定員が 91 人以上の場合	434 単位
ホ 主として肢体不自由（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		ホ 主として肢体不自由（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 50 人以下の場合	752 単位	(1) 入所定員が 50 人以下の場合	747 単位
(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	738 単位	(2) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	733 単位
(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	723 単位	(3) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	718 単位
(4) 入所定員が 71 人以上の場合	707 単位	(4) 入所定員が 71 人以上の場合	702 単位
第 2 医療型障害児入所施設		第 2 医療型障害児入所施設	
医療型障害児入所施設給付費（1 日につき）		医療型障害児入所施設給付費（1 日につき）	
イ 指定医療型障害児入所施設の場合（ロに該当する場合を除く。）		イ 指定医療型障害児入所施設の場合（ロに該当する場合を除く。）	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	351 単位	(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	349 単位
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	174 単位	(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	173 単位
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	913 単位	(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	909 単位
ロ 指定医療型障害児入所施設で定期有目的の支援を行う場合		ロ 指定医療型障害児入所施設で定期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合		(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
(-) 60 日目まで	419 単位	(-) 60 日目まで	417 単位

(-) 61 日目を降 90 日目まで	383 単位	(-) 61 日目を降 90 日目まで	381 単位
(-) 91 日目を降 180 日目まで	351 単位	(-) 91 日目を降 180 日目まで	349 単位
(四) 181 日目を降	318 単位	(四) 181 日目を降	317 単位
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(-) 60 日目まで	205 単位	(-) 60 日目まで	204 単位
(-) 61 日目を降 90 日目まで	189 単位	(-) 61 日目を降 90 日目まで	188 単位
(-) 91 日目を降 180 日目まで	174 単位	(-) 91 日目を降 180 日目まで	173 単位
(四) 181 日目を降	159 単位	(四) 181 日目を降	158 単位
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(-) 60 日目まで	1,100 単位	(-) 60 日目まで	1,095 単位
(-) 61 日目を降 90 日目まで	1,002 単位	(-) 61 日目を降 90 日目まで	997 単位
(-) 91 日目を降 180 日目まで	913 単位	(-) 91 日目を降 180 日目まで	909 単位
(四) 181 日目を降	824 単位	(四) 181 日目を降	820 単位
ハ 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）		ハ 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	126 単位	(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	125 単位
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	889 単位	(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	885 単位
ニ 指定発達支援医療機関で定期有目的の支援を行う場合		ニ 指定発達支援医療機関で定期有目的の支援を行う場合	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合		(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(-) 60 日目まで	152 単位	(-) 60 日目まで	151 単位
(-) 61 日目を降 90 日目まで	138 単位	(-) 61 日目を降 90 日目まで	137 単位
(-) 91 日目を降 180 日目まで	126 単位	(-) 91 日目を降 180 日目まで	125 単位
(四) 181 日目を降	114 単位	(四) 181 日目を降	113 単位
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合		(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(-) 60 日目まで	1,076 単位	(-) 60 日目まで	1,071 単位

(一) 61 日目で降 90 日目まで	<u>978 単位</u>	(一) 61 日目で降 90 日目まで	<u>973 単位</u>
(二) 91 日目で降 180 日目まで	<u>889 単位</u>	(二) 91 日目で降 180 日目まで	<u>885 単位</u>
(三) 181 日目で降	<u>800 単位</u>	(三) 181 日目で降	<u>796 単位</u>

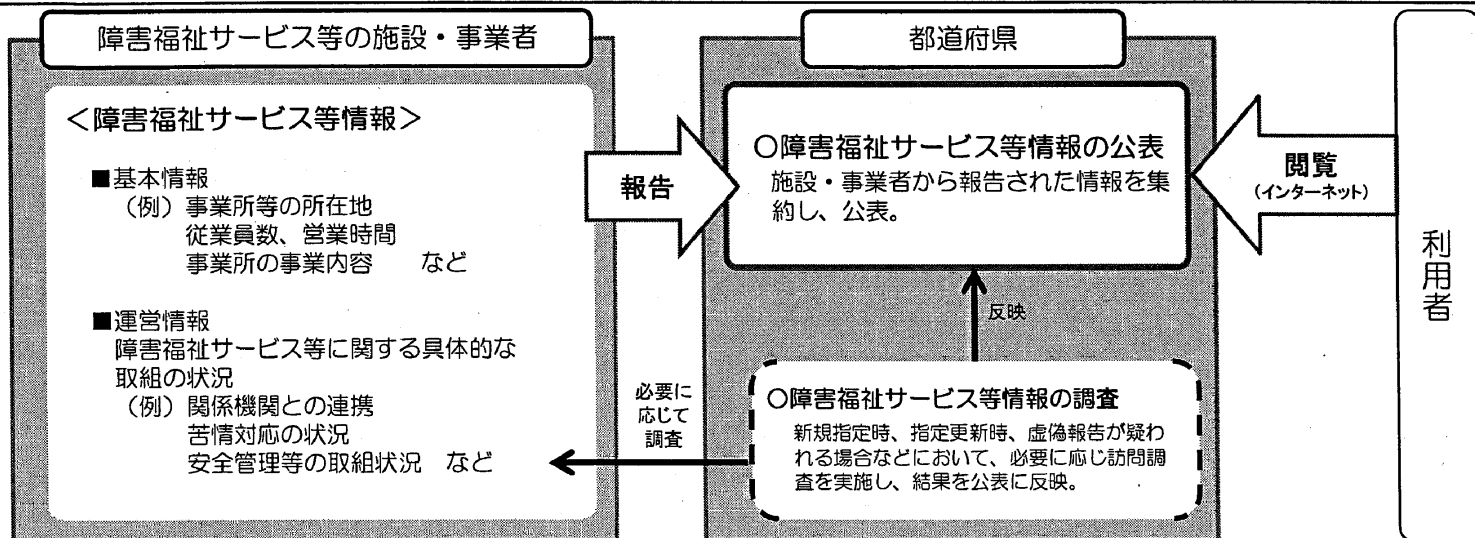
障害福祉サービス等の情報公表制度について

障害福祉サービス等の情報公表制度

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的に、平成30年4月に施行された改正障害者総合支援法等において、①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを義務づけるとともに、②都道府県知事等が報告された内容を公表する『障害福祉サービス等情報公表制度』が創設された。
- 平成30年9月末より、独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAMNET」上で「障害福祉サービス等情報検索サイト」が公表され、各事業者からの報告により、平成31年2月末時点で全国で10万を超える事業所情報が公表されている。
- しかしながら、未だに公表がされていない事業所情報も多くあるため、報告が済んでいない事業者におかれては、速やかにご対応いただくようお願いする。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)(抄)

第七十六条の三 指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害者支援施設等の設置者は、指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の提供を開始しようとするとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、情報公表対象サービス等情報を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。



障害福祉サービス等情報の報告手順について

障害福祉サービス等情報の報告については、「障害福祉サービス等情報公表システム」をご利用ください。

手順1

事業者 このマークは、障害福祉サービス等情報公表システムで事業者が行う手続きを示しています。

事業者 事業所を所管する都道府県等に法人等基本情報（メールアドレス等）を報告してください。

○ 都道府県等担当者が、情報公表システムに法人の基本情報等を入力します。

手順2

○ 情報公表システムより、ログインID・パスワードが登録アドレスへ通知されます。（システムからの自動配信メール）

事業者 ID等を用いて情報公表システムにログインし、事業所詳細情報を入力してください。

手順3

事業者 全ての情報を入力し、内容に誤りないか確認した後、都道府県等へ報告します。

- 都道府県等担当者が、申請内容を確認し、以下の手続きを行います。
- ・ 内容に不足等があれば、差し戻します。 **事業者**（修正の上、再度報告します。）
 - ・ 内容に特段問題がなければ、承認します。

※ 障害福祉サービス等情報に変更が生じた都度、報告する必要があります。

○ 都道府県等による承認後、報告内容がWAM NETに公表されます。

「障害福祉サービス等事業所」を探せます！

【障害福祉サービス等情報検索 トップ画面】

障害福祉サービス等情報検索

【事業所詳細情報】

平成30年度から改正障害者総合支援法等により創設された「障害福祉サービス等情報公表制度」が施行されました。これにより、知りたい地域の障害福祉サービス等事業所情報をネット上で、いつでもどこでも検索することができます。

障害福祉サービス等情報検索 検索

<http://www.wam.go.jp/sfkohyout/>

業務管理体制の整備について

業務管理体制整備の届出について①

- 平成24年4月から指定障害福祉サービス事業者等は、法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務づけられた。
- 事業所名、所在地等を変更した場合は、変更の届出を行うこととなる。

【業務管理体制の届出が義務づけられる事業者の種類】

- ・ 指定障害福祉サービス事業者
- ・ 指定障害者支援施設
- ・ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者
- ・ 指定障害児通所支援事業者
- ・ 指定障害児入所施設
- ・ 指定障害児相談支援事業者

【業務管理体制の整備について】

事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制が整備されているかどうかを指す。具体的には、事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていること、事業所等の数に応じ、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備、外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていることが必要とされる。

【事業者規模別届出事項】

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名
	” 主たる事業所の所在地
	” 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」（注1）の氏名、生年月日
事業所等の数が20以上の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」（注2）の概要
事業所等の数が100以上の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

（注1）法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

（注2）業務が法令に適合することを確保するための規程

【事業所の数え方について】

- 事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに1事業所等と数える。
- 事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数える。
例えば、同一の事業所が、居宅介護事業所と重度訪問介護事業所としての指定を受けている場合、指定を受けている事業所は2つとなる。

業務管理体制整備の届出について②

【届出先】

	事業所等の区分	届出先
①	指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省 (厚生労働本省障害保健福祉部企画課監査指導室)
②	特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町
③	①及び②以外の事業者	兵庫県(県民局又は本庁) 神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、明石市

- ※ 兵庫県を届出先とする場合は、法人所在地を所管する県民局に提出。
神戸市所在の法人が複数市で事業を行う場合の届出先は県庁(障害者総合支援法分: 障害福祉課 児童福祉法分: 障害者支援課)。
- ※ ③について、障害者総合支援法に基づく事業を神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、明石市の各市内のみで実施する事業者はそれぞれの市に、児童福祉法に基づく事業を神戸市内のみで実施する事業者は神戸市に提出。
- ※ 複数の市で事業を実施する事業者は兵庫県に提出。

【休止・廃止の届出時期の変更】

- ① 休止・廃止の届出の時期が、これまでの「休止・廃止後10日以内」から、「休止・廃止予定日の1月前まで」に変わった。
- ② 立入検査後、10日以内に指定権者が聴聞決定予定日を事業者へ通知した場合、聴聞決定予定日までに廃止の届出を行うと、指定・更新の欠格事由に該当することとなった。

【休止・廃止時の利用者へのサービス確保】

休止・廃止時における利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜提供が義務づけられた。
この義務を果たさない場合、都道府県知事等は勧告・命令を行うことができる。

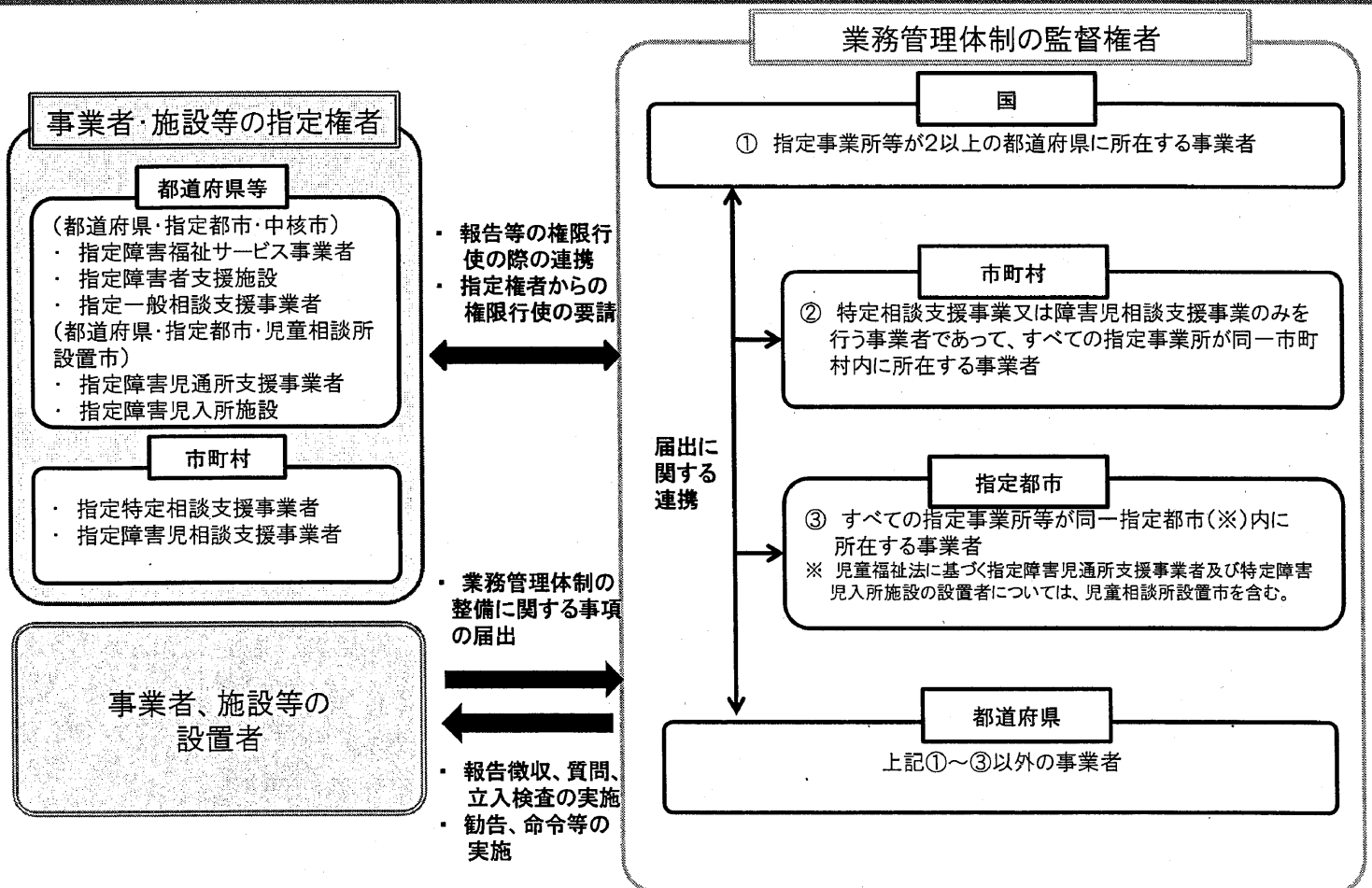
【連座制の見直し】

- 指定取り消しの理由となった不正行為に法人の組織的関与が確認された場合に、連座制が適用。
- 指定・更新の欠格事由に、同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取り消しを受けた場合が追加。

【指定・更新の際、連座制の及ぶサービス類型】

障害福祉サービスⅠ(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護) 障害福祉サービスⅡ(生活介護(※)、短期入所)
障害福祉サービスⅢ(重度障害者等包括支援) 障害福祉サービスⅣ(共同生活援助)
障害福祉サービスⅤ(※)(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援) 障害者支援施設 地域相談支援 計画相談支援
障害児通所支援 障害児入所支援 障害児相談支援 ※施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。

事業者の業務管理体制の監督体制(全体像)



モニタリング標準期間の見直しについて

モニタリング実施標準期間の見直し（計画相談支援）

○ 平成30年度報酬改定において、新たに示されたモニタリング実施標準期間の適用時期については、以下のとおり。

対象者		旧モニタリング 実施標準期間	新モニタリング実施標準期間 及び適用時期	
			30年度～	31年度～
新規サービス利用者		1月間 ※利用開始から3月のみ	1月間 ※利用開始から3月のみ	
在宅の障害児通所支援 サービス等	集中的支援が必要な者	1月間	1月間	
	【新サービス】 就労定着支援、自立生活援助、 日中サービス支援型共同生活援助	-	3月間	
	居宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、 自立訓練	6月間	6月間	3月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助 （日中支援型を除く）、地域移行支援、 地域定着支援、障害児通所支援	6月間	6月間	6月間 ※65歳以上で介護保険の ケアマネジメントを 受けていない者は3月間
【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、 療養介護入所者、重度障害者等包括支援		1年間	6月間	

※ 現に計画作成済みの対象者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、なお従前の例による。

各サービスごとの留意点について

各サービスごとに特に留意点いただきたい点について

区分		内容
居宅介護	従業者の要件	<p>次期障害福祉サービス等報酬改定(2021年度)に向けて、以下の者については、その要件の廃止も含めて検討を行う方針が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧身体障害者居宅介護等事業、旧知的障害者居宅介護事業及び旧児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者 旧視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、旧全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者及び旧知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者 <p>該当の従業者は、今後、要件を満たさなくなる可能性があることから、従業者の資質向上に向け、介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者等の資格取得をお願いする。</p>
	サービス提供責任者の要件	<p>「居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事した者」をサービス提供責任者とする取扱いは、今後、廃止に向けて検討する。</p> <p>(当面の措置として、平成30年4月以降は、当該者がサービス提供責任者として作成した居宅介護計画に基づき支援を行った場合に、報酬の10%を減算)</p>
行動援護	従業者及びサービス提供責任者の要件	<p>初任者研修課程修了者等であって、知的障害者又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあつては、対象研修を未修了であっても行動援護従業者とみなす経過措置については、平成33年3月31日まで延長されたところであるが、経過措置終了後の事業継続に影響がないよう、経過措置期間中に対象研修(行動援護従業者養成研修課程又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修))を受講して従業者の確保に努められたい。</p>
共同生活援助	重度障害者支援加算に係る経過措置終了	<p>共同生活援助の重度障害者支援加算については、「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)」及び「強度行動障害支援者養成研修(実践研修)」等の研修修了者が算定要件とされていますが、平成31年3月31日までは、研修修了者が配置されていない場合であっても、研修を受講させる計画を作成し、都道府県知事に届け出ている場合は、要件を満たすものとみなす経過措置が設けられていた。</p> <p>この経過措置は、平成31年3月31日をもって終了するため、次年度以降、当該加算を算定している事業所で、経過措置の適用を受けており、本来の加算要件を満たしていない場合は、加算が算定できなくなるので、ご注意願いたい。</p>

留意事項（障害児通所、障害児者施設）

I 障害児通所支援事業における自己評価結果公表

1 対象となる支援サービス

児童発達支援（医療型児童発達支援は除く）、放課後等デイサービス

※共生型障害児通所支援、基準該当通所支援含む

2 報告期限 平成31年3月31日

ただし、平成30年10月1日以降の指定サービス事業所においては、指定日から6か月以内に自己評価等の公表を行い、報告を行ってください。

指定日以降6か月間は減算しませんが、猶予期間を超えた場合は当該月から、減算の適用となります。

（例：H31.1.1に放課後等デイサービス指定 H31.6.30までは減算なし）

なお、休止中の事業所が再開した場合も、再開後6か月間は、猶予期間とする。

3 減算の適用期間及び適用範囲

平成31年4月1日以降で、「報告がされていない月」から「当該状態が解消されるに至った月まで」、利用児童全員について15%の減算を適用。

（例：平成31年4月中に報告したとしても、4月利用分は減算になります。）

4 報告先 ※神戸市内の事業所は神戸市に報告※

(1) 平成31年3月31日まで 兵庫県

(2) 平成31年4月1日から

・中核市（尼崎市・西宮市・明石市・姫路市）内事業所 ⇒ 各中核市

・中核市以外に所在の事業所 ⇒ 兵庫県

5 報告方法

(1) 兵庫県への報告方法：下記、指定URLから入力 ※兵庫県ホームページに掲載

●指定URL（入力用フォームへのリンク）●

<https://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/dform.do?id=1535618518318>

(2) 神戸市・中核市内への報告方法：各該当市へお問い合わせください。

※平成31年3月31日までに県に報告いただいた事業所の分は、4月上旬に所管の中核市に引き継ぎます。

【その他】

(1) 入力内容に修正が生じた場合も指定URLからの入力での報告してください。

(2) 多機能型の場合は、自己評価結果の公表については、多機能事業所全体で公表しても差し支えないこと。（「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」）

- (3) 様式は、独自様式でも使用可であるが、規定項目は全て満たす必要がある。
- (4) 概ね、1年間に1度は、再評価して公表・報告してください。
- (★) ホームページに掲載して終わりではありません。報告まで行って終了です。

II 児童指導員の要件、心理指導担当職員等の要件の見直し及び明確化

1 見直し等の内容

(1) 児童指導員の要件

- ・「幼稚園教諭の免許を有する者」を、児童指導員になることができる者に追加。
- ・児童指導員の要件のうち、「学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学等を専修する学科等を修めて卒業した者」について、短期大学を含まないことを明確化。(疑義照会が多かったため、明確化した)

(参考) 上記により、要件を満たさなくなったとしても、学校教育法の規定による高等学校を卒業し、2年以上(かつ360日以上)児童福祉事業に従事しておれば、別項目により児童指導員の要件を満たす。

(2) 心理指導担当職員等の要件

- ・心理指導担当職員等の要件のうち、「学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科等を修めて卒業した者」について、短期大学を含まないことを明確化。(疑義照会が多かったため、明確化した)

2 施行期日 平成31年4月1日

平成31年4月1日以降、「幼稚園教諭の免許を有する者」を児童指導員として配置することが可能となります。

児童指導員の資格要件等

指定申請又は変更・加算届出等に際しては、該当する資格の証明書類を提出してください。

児童指導員資格要件	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>①地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>②社会福祉士の資格を有する者</p> <p>③精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>④学校教育法の規定による大学（短期大学は含まない）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ※「専修」が要件であるため、大学で社会福祉学等の単位を取得しただけの場合は、非該当</p> <p>⑤学校教育法の規定による大学（短期大学は含まない）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>⑥学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>⑦外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>⑧学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>⑨学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府府知事が適当と認めたもの</p> <p>⑩3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府府知事が適当と認めたもの ※「児童福祉事業」・・・社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業のうちの子童福祉に係る事業（障害児通所支援事業を含む）</p>
-----------	--

社会福祉法第2条に規定する「社会福祉事業」とは、

第1種社会福祉事業【児童福祉法】

- ①乳児院、②母子生活支援施設、③児童養護施設、④障害児入所施設、⑤情緒障害児短期治療施設、⑥児童自立支援施設

第2種社会福祉事業【児童福祉法】

- ①障害児通所支援事業、②障害児相談支援事業、③児童自立生活援助事業、④放課後児童健全育成事業、⑤子育て短期支援事業、⑥乳児家庭全戸訪問事業、⑦養育支援訪問事業、⑧地域子育て支援拠点事業、⑨一時預かり事業、⑩小規模住居型児童養育事業、⑪小規模保育事業、⑫病児保育事業、⑬子育て援助活動支援事業、⑭助産施設、⑮保育所、⑯児童厚生施設、⑰児童家庭支援センター、⑱児童の福祉の増進について相談に応じる事業

Ⅲ 児童発達支援の人員基準に係る経過措置の終了

平成30年4月1日から、児童発達支援事業所に置くべき従業者の要件は、下記1のとおり、改正されています。(放課後等デイサービスの従業者の要件と同じ)

平成30年3月31日までに指定を受けている児童発達支援事業所については、従前の例による経過措置がありましたが、平成31年3月31日をもって、この経過措置は終了します。

平成31年4月1日以降に下記1の改正後の人員基準を満たさない場合は、人員基準違反となり、人員欠如減算や行政指導の対象となりますので、十分ご注意ください。

なお、平成30年4月1日以降に指定の児童発達支援事業所及び全ての放課後等デイサービス事業所は、経過措置がないため、改正後の人員基準となっております。

1 人員基準 (H30.4.1改正後基準)

- ① 1人以上は常勤 (この常勤者1名が、指導員というのとは不可)
- ② サービス提供時間を通じて常に児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者(2年以上従事)の合計数について、

障害児の数が10人までの場合は2人以上配置(児童発達支援管理責任者は含めない)

(注) 利用者がいない日・時間でも、サービス提供時間は、常に2人以上配置が必要。

- ③ 上記②のうち、半数以上は児童指導員又は保育士を配置
- ④ 機能訓練担当職員の数を上記②の合計数に含めることができる

○機能訓練担当職員の要件○

・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員。

(心理指導担当職員)

次のいずれも満たす者

- ① 学校教育法の規定による大学 (短期大学は含まない) の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者。
- ② 個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

2 サービス提供職員欠如減算

- ① 人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、利用児全員について、所定単位数の70%を算定

- ② 減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、利用児全員について、所定単位数の50%を算定

IV 報酬算定区分（放課後等デイサービス）に関する届出書の提出

2019年4月以降の放課後等デイサービス事業における報酬区分については、以下のとおり、取り扱います。

(1) 届出が必要な事業所

- ①新たに平成31(2019)年4月以降、区分変更のある事業所。

なお、平成30年度に区分1であった事業所も、(4)の指標該当の確認を行い、区分1のままであれば、確認した結果を保管しておき、加算届の届出は不要。確認の結果、区分2になった場合は、加算届の提出が必要(区分1→区分2)。

(2) 届出時期と適用時期

平成31(2019)年4月末までに、加算届(報酬区分届出書も含む)を届出した場合は、4月サービス提供分から、新たな報酬区分となる。

(3) 延べ利用児童数の算定

平成30年10月1日から平成31年3月末までの6か月間の延べ利用児童数全体に占める指標該当児の割合により決定する。

(4) 指標該当の確認

申請事業所は、まず、利用児の利用児童の受給者証で確認し、確認できない場合等は、居住地市町障害児担当課に利用児の情報照会を依頼する。

照会様式は任意様式。事業所利用者氏名、保護者氏名、生年月日、住所及び判定欄(空欄)等を一覧表にする。

(なお、神戸市内に居住している利用児童については、受給者証で確認してください。)

(5) 児童指導員加配加算(II)

放課後等デイサービスの報酬区分が「区分1」となったことで、児童指導員加配加算(II)を算定する場合は、上記(2)と同時に届出した場合は、報酬区分と同様の取扱いとする。

報酬算定区分に関する届出書

(放課後等デイサービス給付費の授業終了後区分1の1、区分1の2又は休業日区分1を算定する場合)

事業所・施設の名称				
1 異動区分	① 新規	② 変更	③ 終了	
2 利用児童の状況	月	①利用延べ人数	② ①のうち指標の対象児	③ 指標の対象児の割合(②/①)
	4月			
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月			
	3月			
	合計			

※①に占める②の割合が50%以上の場合は、区分1で請求すること。

備考

1. 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付すること。
2. 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数については、以下のとおり取り扱うこととする。
 - ア) 当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の延べ利用人数を用いる。
 - イ) 指標該当児の当該年度の前年度の延べ利用人数を、全障害児の延べ利用人数で除して得た数が50%以上であること。
 なお、この割合の算出に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。
 - ウ) 多機能型事業所における報酬区分については、障害児の数を合算するのではなく、放課後等デイサービスの報酬を算定している障害児の延べ利用人数により算出すること。
 - エ) 新設等の場合の障害児の数については、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の障害児の数は、新設等の時点から3月未満の間は、新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数(契約者数)に占める指標該当児の割合により報酬区分を判定することとし、新設等の時点から3月以上1年未満の間は、新設又は増改築の時点から3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。
 - オ) 報酬区分の導入当初の措置として、平成30年3月31日時点において現に存する事業所にあつては、平成30年4月1日時点の在籍者数(契約者数)に占める指標該当児の割合により報酬区分を判定すること。また、導入後3月経過後は、3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。
 - カ) 平成31年3月31日までの間は、第269号告示別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上とあるのは、第269号告示別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上又はこれに準ずる状態とすること。

V 中核市への権限移譲にかかる障害児通所支援事業の申請事務等

平成31年4月1日より、中核市（尼崎市・西宮市・明石市・姫路市）内の障害児通所支援事務所等の指定、指導権限が兵庫県から中核市に移譲されます。

指定申請、変更届、加算届等の取扱いは、以下のとおりとなりますのでご注意ください。県（健康福祉事務所）と中核市で○のある方が申請等の提出先となります。

1 新規指定申請

- ・ 相談・事前協議・申請受付 については、各中核市にご確認ください

2 指定更新申請

- ・ 各中核市で、申請の受理・審査・通知を行います。

3 変更届、再開届（変更等事由発生後、10日以内に届出が必要です。）

内容	時期	県（健康福祉事務所）	中核市
届出の受理	3月31日までの届出	○	
	4月1日以降の届出		○

※ 業務管理体制の整備に係る届出も同様です。（法人からの改めての変更届は不要）

4 休止届、廃止届（休廃止の日の1月前までに届出が必要です。）

内容	時期	県（健康福祉事務所）	中核市
届出の受理	届出日3月31日まで （休廃止日が4月30日以前）	○	
	届出日4月1日以降 （休廃止日が5月1日以降）		○

（注）「届出日」は、休廃止の日の1月前までとなります。

※ 現に支援を受けている利用児に対する措置（受入先を確保する等）が必要です。

5 報酬に係る体制届（加算届）等

（1）通常の加算（届出が必要な加算に限る。福祉・介護職員処遇改善加算は除く。）

届出時期	運用	県（健康福祉事務所）	中核市
3月15日までの届出	4月サービス提供分から	○	
3月16日～3月31日の届出	5月サービス提供分から	○	
4月1日～4月15日の届出	5月サービス提供分から （障害児状態等区分含む）		○

※障害児状態等区分の届出は、平成31年4月末までに届出した場合、4月サービス提供分から適用となります。

(2) 福祉・介護職員処遇改善加算

内容	時期	県	中核市
新年度の計画書提出 4/1からの加算取得の場合	3月31日まで	○	
	4月1日～4月15日		○
6/1以降からの加算取得の場合	前々月末日まで		○
30年度実績報告	7月31日まで		○

(例) 4/16提出の場合は、6月1日からの算定となります。

6 自己評価結果公表の報告

(対象) 児童発達支援(医療型児童発達支援は除く)及び放課後等デイサービス

届出時期	県(入力フォームから)	中核市
平成31年3月31日までの報告	○	
平成31年4月1日以降の報告		○

【提出先・問合せ先】注) 組織名称については、今後、名称等が変更になる場合があります。

事業所住所	提出先	担当課	電話番号	FAX番号
尼崎市	芦屋健康福祉事務所	監査・福祉課	0797-32-0707	0797-38-1340
	尼崎市役所	障害福祉課事業所 指定・管理担当	06-6489-6750	06-6489-6351
西宮市	芦屋健康福祉事務所	監査・福祉課	0797-32-0707	0797-38-1340
	西宮市役所	法人指導課	0798-35-3152	0798-34-5465
明石市	加古川健康福祉事務所	監査指導課	079-421-9296	079-422-7589
	明石市役所	障害福祉課	078-918-1344	078-918-5244
姫路市	中播磨健康福祉事務所	監査・地域福祉課	079-281-9768	079-224-3037
	姫路市役所	監査指導課	079-221-2490	079-221-2487

VI 障害児通所支援事業所における緊急時の対応について

【障障発 0228 第1号 平成31年2月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知】

障害児通所支援事業所において、障害児支援利用計画上利用が予定されていた幼児、児童生徒等が、その理由の如何にかかわらず、利用の予定されていた日に欠席し、当該欠席日から数えて休業日を除き7日以上の間、当該幼児児童生徒等の状況を把握できない場合は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

ただし、保護者以外の者から当該幼児児童生徒等の状況が把握できた場合(保育所等と併行通園をしている場合の保育所等への確認等)は上記の取扱いをしないことができる。

Ⅶ 就学前の障害児の発達支援の無償化

(1) 概要

「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、「3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する」とともに、「就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）についても、併せて無償化を進めていく」とされており、2019年10月からの実施に向けて検討が行われている。

就学前の障害児の発達支援の無償化の概要については以下のとおり。

① 対象期間

満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間

② 対象施設

- ・ 児童発達支援事業所
- ・ 医療型児童発達支援事業所
- ・ 居宅訪問型児童発達支援事業所
- ・ 保育所等訪問支援事業所
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

※ 幼稚園、保育所又は認定こども園と上記対象施設における発達支援を併用する場合は、ともに無償化の対象となる。

※ 障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても無償化の対象となる。

※ 基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も無償化の対象となる。

※ 措置による場合も無償化の対象となる。

(2) 具体的な事務

就学前の障害児の発達支援の無償化後の、各自治体及び各事業者等の主な事務

① 自治体の事務

- ・ リーフレットの配布、ポスターの配布及び掲示等並びに事業者等に対する説明等、制度の周知。
- ・ 無償化の対象となる障害児に係る受給者証の更新時において、新たな受給者証に、無償化の開始時期及び終了時期を記載。

② 事業者等の事務

- ・ リーフレットの配布、ポスターの掲示及び保護者に対する説明等、制度の周知。
- ・ 受給者証に記載されている生年月日を確認する等して、無償化の対象となる児童を把握する。

VIII 強度行動障害児特別支援加算の経過措置の終了（障害児入所施設）

指定福祉型障害児入所施設における「強度行動障害児特別支援加算」の算定にあたっては、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の受講修了者の配置が算定要件となっています。

経過措置として、平成27年3月31日において、当該加算の算定を行っている指定福祉型障害児入所施設においては、実践研修修了者が配置されていない場合であっても、実践研修の受講を予定している者を配置している場合は加算の対象とされてきましたが、この経過措置は平成31年3月31日をもって終了します。

現在、当該加算を算定している指定福祉型障害児入所施設で、平成31年4月1日以降、実践研修修了者が配置できない場合は、算定要件を満たさなくなりますので、加算の取り下げにかかる変更届を提出してください。

IX 重度障害者支援加算の経過措置の終了（障害者支援施設）

重度障害者支援加算については、「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」及び「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」の研修修了者の配置が算定要件とされております。そのうち、指定障害者支援施設が行う施設入所支援の重度障害者支援加算（Ⅱ）における算定要件については、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）等を受講させる計画を作成し、都道府県知事等に届け出ている事業所においては、当該研修を修了しているものとみなす規定が設けられておりますが、この経過措置は平成31年3月31日をもって終了します。

現在、当該加算を算定している事業所で、経過措置の適用を受けている事業所におかれましては、平成31年4月1日以降、加算の見直しが必要となりますのでご注意ください。

就労系サービスについて

- 1 加算届の提出について
- 2 国会議をうけて
- 3 賃金・工賃の支払いについて
- 4 平成 30 年度就労移行等実態調査について
- 5 県 HP について
- 6 その他

就労系サービスの介護給付費等算定に係る体制等に
関する届出書（加算届）の算定の開始時期について

1 通常ルール

毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から算定を開始

4月15日（月）までに県民局に提出→5月から

4月16日（火）～5月14日（火）に県民局に提出→6月から

2 前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算

就労移行：就労定着率、視覚・聴覚等支援体制、就労移行支援体制、移行準備支援体制加算
就労A型：平均労働時間区分、視覚・聴覚等支援体制、重度者支援体制、就労移行支援体制
就労B型：平均工賃月額区分、視覚・聴覚等支援体制、重度者支援体制、就労移行支援体制
就労定着：就労定着率、就労定着実績

4月中に県民局に提出→4月から

※ ただし、4月末に提出された場合や、不備等のあった書類については、処理が間に合わない可能性があります、ご了承ください。

3 福祉・介護職員処遇改善加算（今回処置）

4月15日（月）までに県民局に提出→4月から

【注意等】

- 1 減算については、届出日にかかわらず、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定は行われません。
- 2 県所管については、変更がある場合のみ届出を行ってください。変更がない場合は、届出は不要です。よって、加算届がない場合は、前年度の状況が引き継がれます。
政令・中核市については、各市の指示に従ってください。
- 4 届出内容に間違いのないようお願いします。
(よくある例：様式第5号届出書の特記事項の変更後に記載されていない加算が、別紙1-1一覧表では変更している。必要書類がない。)
- 5 加算に関係のない内容（代表者や管理者の変更等）は、変更届出書で変更してください。

賃金・工賃の支払いについて

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(平成 18 年 9 月 29 日 厚生労働省令第 171 号 / 平成 30 年 1 月 18 日 厚生労働省令第 2 号改正現在)

(賃金及び工賃)

第百九十二条 指定就労継続支援 A 型事業者は、第百九十条第一項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

3 指定就労継続支援 A 型事業者は、第百九十条第二項の規定による利用者(以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。)に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

4 指定就労継続支援 A 型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

5 第三項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。

6 賃金及び第三項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(工賃の支払等)

第二百一条 指定就労継続支援 B 型の事業を行う者(以下「指定就労継続支援 B 型事業者」という。)は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額(第四項において「工賃の平均額」という。)は、三千円を下回ってはならない。

3 指定就労継続支援 B 型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 指定就労継続支援 B 型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しなければならない。

就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について

（平成19年4月2日 障障発 0402001 号／最終改正 平成30年4月10日 障障発 0410 第1号）

1 工賃（賃金）実績報告について

工賃（賃金）実績については、下記の内容に留意し、報告すること。

（1）工賃（賃金）の範囲

ここでいう工賃（賃金）とは、工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのものをいう。なお、工賃（賃金）は、原則として、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費（利用者に支払う工賃（賃金）を除く。）を控除した額に相当する金額を支払うことに留意すること。

指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について（平成29年3月30日 障障発 0330 第4号）

1 指定基準の見直しについて

（2）指定基準第192条に係る取扱い（経営改善計画書の作成等）

指定基準解釈通知第11の3の（4）に係る取扱いについては、別添に基づいた指導等を実施することとし、都道府県、指定都市又は中核市は、指定基準第192条第2項を満たさない場合、別紙様式2-1及び別紙様式2-2を参考にして経営改善計画書等とともに必要に応じて社会福祉法人会計基準又は就労支援事業会計基準に基づく会計書類等を提出させ、原則として、1年間の経営改善のための猶予期間とする。

指定基準改正省令の施行の際現に指定を受けている事業所（以下「既存事業所」という。）については、指定基準改正省令の施行から概ね3か月以内に、実地指導又は就労支援事業別事業活動明細書等を提出させることにより実態を把握し、指定基準第192条第2項の違反の有無を確認すること。

（省略）

経営改善の見込みがない場合又は再計画の結果、指定基準を満たさない場合には、勧告・命令の措置を講じ、指定の取り消し又は停止を検討する。

（省略）

さらに、指定基準第192条第2項に違反しているが、経営の改善が見込まれると認められるため、経営改善計画書の提出を求めたにもかかわらず、経営改善計画書を作成しない場合や、当該計画書の記載内容に虚偽がある場合には、指定基準第192条第2項に違反するものとして、勧告、命令の措置を講じ、指定の取り消し又は停止を検討する。

【県通知：平成29年7月21日 障支第1207号】

指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式について

【就労継続支援A型計画書】

作成日：平成 年 月 日		前回作成日：平成 年 月 日		計画作成者： 印			
ふりがな	性別	昭和 / 平成	障害支援区分	管理者	サービス管理責任者	職業指導員	生活支援員
氏名		年 月 日生 歳					
就労継続支援A型利用までの経緯 (活動歴や病歴等)		本人の希望（業務内容、労働時間、賃金、一般就労の希望の有無等）					
		本人の障害基礎年金等の有無や収入状況			本人の生産活動を行う際の課題		
健康状態（病名、服薬状況等）			生産活動や支援で留意する医学的リスクなど				
生活環境や自宅での役割などの本人の生活状況							

利用目標								
長期目標	設定日	年 月					目標達成度	達成・一部・未達
	達成予定日	年 月						
短期目標	設定日	年 月					目標達成度	達成・一部・未達
	達成予定日	年 月						

サービス提供内容							
目標と支援の提供方針・内容				評価		迎え（有・無）	
				実施	達成	効果、満足度など	
①	月 日 ~ 月 日			実施	達成		プログラム（1日の流れ）
				一部	一部		(予定時間) (サービス内容)
				未実施	未実施		
②	月 日 ~ 月 日			実施	達成		
				一部	一部		
				未実施	未実施		
③	月 日 ~ 月 日			実施	達成		
				一部	一部		
				未実施	未実施		
④	月 日 ~ 月 日			実施	達成		
				一部	一部		
				未実施	未実施		
⑤	月 日 ~ 月 日			実施	達成		送り（有・無）
				一部	一部		
				未実施	未実施		

特記事項	実施後の変化（総括） 再評価日：平成 年 月 日
------	--------------------------

上記計画の内容について説明を受けました。 平成 年 月 日	上記計画書に基づきサービスの説明を行い 内容に同意頂きましたので、ご報告申し上げます。 平成 年 月 日
ご本人氏名： 印	相談支援専門員様/事業所様
ご家族氏名： 印	

就労継続支援A型 ○○○ 事業所No. 000000000	〒000-0000 住所：○○県○○市○○ 00-00 Tel. 000-000-0000/Fax. 000-000-0000	管理者： 説明者：
----------------------------------	--	--------------

事務連絡
平成30年12月17日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 5
(平成30年12月17日)」の送付について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

自治体の皆様から特に問い合わせの多いご質問について「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 5 (平成30年12月17日)」として整理しましたので送付いたします。

都道府県におかれましては、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知していただくようお願いいたします。

【Q&A照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
就労支援係 TEL：03-5253-1111 (内線3044)

(就労継続支援B型の工賃の支払い)

問1 指定就労継続支援B型事業において、生産活動収入の変動により、利用者に保障すべき一定の工賃水準(過去3年間の最低工賃)を支払うことが困難になった場合には、工賃変動積立金や工賃変動積立資産を取り崩して工賃を補填し、補填された工賃を利用者に支払うことになるが、大規模な災害による直接的又は間接的な影響で長期にわたり生産活動収入が得られない場合等において、この対応が困難になったときにはどのようにすればよいか。

(答)

貴見のとおり、まずは工賃変動積立金や工賃変動積立資産により対応するものである。

ただし、以下の①から③をいずれも満たす場合には、事業所の職員の処遇が悪化しない範囲で自立支援給付費を充てることをもって、工賃の補填を行っても差し支えない。

- ① 激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法適用地域に就労継続支援B型事業所が所在する場合又は取引先企業等が所在する場合、若しくは激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により生産活動収入が得られなかったことが明らかであると指定権者が認めた場合
- ② 生産活動収入の大幅な減少が見込まれる、又は生産活動は行っているが数か月にわたり十分な生産活動収入が得られなかった場合
- ③ 工賃変動積立金及び工賃変動積立資産がなく、これらを活用できない場合
なお、生産活動収入が少なくとも災害前の水準に戻った以後には、利用者工賃に自立支援給付費を充ててはならない。

(就労継続支援における重度者支援体制加算の取扱について)

問2 就労継続支援の重度者支援体制加算における障害基礎年金1級受給者の割合の算定にあたって、障害基礎年金の受給資格のない20歳未満の者をどのように取り扱えばよいか。

(答)

障害基礎年金1級受給者の割合の算定については、前年度における「障害基礎年金1級受給者の利用者延べ人数」を「利用者延べ人数」で除して計算することとなるが、「障害基礎年金の受給資格のない20歳未満の者」は分母である「利用者延べ人数」から除いて計算することとなる。

(就労移行支援・就労継続支援における基本報酬を算定する際の届出)

問3 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2(平成30年4月25日)における問3及び問4では、年度途中で新規に指定を受けた場合の就労移行支援・就労継続支援の基本報酬区分の取扱いが示されているが、それぞれの基本報酬区分の届出の時期はどうなるのか。

(答)

本来、届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。)については、利用者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から算定を開始することとなるが、例えば、就労継続支援を平成30年4月から開始した場合、

6か月の実績をもって基本報酬区分の変更が可能であるが、その際においては、平成30年10月中の届出を行うことで、平成30年10月から変更後の基本報酬区分で請求することを認めること。

(就労移行支援・就労継続支援における基本報酬の区分)

問4 就労移行支援や就労継続支援の指定を新たに受けた場合には、前年度の実績がないため、基本報酬の算定区分は報酬告示において、それぞれ決まってくるが、就労移行支援や就労継続支援を多機能型事業所として実施していた場合であって、就労移行支援や就労継続支援を分離して他の場所で新規に指定を受けた場合、多機能型事業所として実施していた際の実績を引き継いで基本報酬を算定させるべきか。

(答)

多機能型事業所として実施していた就労移行支援や就労継続支援を分離して、別の場所を実施する場合には、新規指定の取扱いとなるが、以下の①から③について、いずれも満たす場合には、実績を引き継いで基本報酬を算定しても差し支えない。

- ① 運営主体の法人に変更がなく、経営陣の変更がない。
- ② 管理者、サービス管理責任者や直接処遇職員の変更がなく、職員がそのまま引き継がれているとともに、既存の利用者も引き継がれている。
- ③ 指定権者として、支援内容や生産活動の内容に変更がないと判断でき、明らかに実績が引き継げ、同様の実績を出すことができると判断できる。

(就労移行支援サービス費における就労定着者)

問5 就労移行支援サービス費の基本報酬は、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数（以下「就労定着者」という。）を前年度の当該事業所の利用定員で除して得た割合に応じて基本報酬の算定区分が決定することとなるが、就労を継続している期間が6月であるが、転職して就労が継続している場合も就労定着者として取り扱うことは可能か。

(答)

就労定着支援においては、労働条件改善のための転職支援等であって、離職後1月以内に再就職し就労が継続している場合には、就労定着支援の利用中1回限りの転職に限り、就労が継続している者として取り扱うこととしている。

同様に、就労移行支援を受けた後就労し、就労移行支援の職場定着支援の義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して就労を継続している期間が6月に達した者は就労定着者として取り扱う。

なお、生活介護、自立訓練、就労継続支援A型、B型における就労移行支援体制加算の就労定着者も同様に取り扱う。

(就労移行支援サービス費(Ⅱ)における就労定着者の割合)

問6 就労移行支援サービス費(Ⅱ)を算定するあん摩マッサージ指圧師等養成施設として認定されている事業所においては、学年毎に利用定員が決まっており、通常の就労移行支援事業所とは異なり、最終学年の3月に利用が終了(卒業)し、翌年度の4月から就職することとなる。このため、事業所全体の利用定員を分母として就労定着者の割合を算出すると、最終学年のみからしか一般就労への移行者がでない仕組みのため、極端に就労定着者の割合が低くなるが、あん摩マッサージ指圧師等養成施設における就労定着者の割合を算出する際の利用定員はどのように考えればよいか。

(答)

就労移行支援サービス費(Ⅱ)を算定するあん摩マッサージ指圧師等養成施設として認定されている事業所における就労定着者の割合を算出する際の当該前年度の当該事業所の利用定員は、当該前年度の「最終学年の利用定員」を就労定着者の割合を算出する際の利用定員として差し支えない。

(トライアル雇用と一般就労の関係)

問7 トライアル雇用(障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコースのみ)については、一定の要件を満たす場合は、施設外支援の対象とすることができるが、この場合は、雇用契約を結んで働いているとはいえ、施設外支援として就労移行支援や就労継続支援の利用者であり、サービスが終了していないことから、一般就労への移行者として取り扱わないという整理でよいか。

(答)

貴見のとおり。

就労移行支援や就労継続支援における就労移行支援体制加算では、就労移行支援や就労継続支援のサービスを受け就労し、サービス提供が終了した後に、就労を継続している期間が6月に達した場合に就労定着者として扱われることから、施設外支援としてサービスを利用している期間は、あくまで就労移行支援や就労継続支援の利用者として取り扱うこととなる。

○平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 4(平成30年7月30日)の問1の追記(下線部分が追記箇所)

(就労継続支援B型サービス費の区分)

問1 就労継続支援B型サービス費の区分は、前年度の平均工賃月額に応じ算定することとなっているが、大規模な災害の影響で著しく生産活動収入や工賃実績が低下した場合、その翌年度の就労継続支援B型サービス費の区分はどのように計算することになるか。

(答)

激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法適用地域に、就労継続支援B型事業所が所在する場合又は取引先企業が所在する場合であって、生産活動収入の減少が見込まれ、工賃支払額が減少する場合には、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を就労継続支援B型サービス費の算定区分とすることができる。また、激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により工賃支払額が減少したことが明らかであると指定権者が認めた場合にも同様の取扱いができる。

○平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 4(平成30年7月30日)の問2の趣旨を明確化するための修正(下線部分が修正箇所)

(就労継続支援B型サービス費の区分)

問2 就労継続支援B型サービス費の区分は、前年度の平均工賃月額に応じ算定することとなっているが、就労継続支援B型以外の支給決定を受けて複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者については、事業所の努力では利用者の利用日数を増やせないため、平均工賃月額を算出する際の計算から除外することになっている。

この考えに基づけば、同様に、通年かつ毎週、定期的に通院をしながら就労継続支援B型を利用している者についても、事業所の努力では利用者の利用日数を増やすことが困難であるため、平均工賃月額を算出する際の計算から除外することは可能か。

(答)

人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある者が就労継続支援B型を利用している又はする場合についても、事業所の努力では利用者の利用日数を増やすことは困難であると考えられるため、就労継続支援B型サービス費の基本報酬区分を決定する際の平均工賃月額を算出する際の計算から除外する。

また、サービス利用途中において、通年かつ毎週引き続き通院する必要性が生じた利用者についても、実際に通院が始まった月の計算から除外する。ただし、これらの利用者について、平均工賃月額を算出する際の計算から除外することにより平均工賃月額が低くなる場合には、除外せずに計算することも認められる。

なお、除外する場合、通年かつ毎週、通院しているかの確認には、医療費の内容の分かる領収書及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の写しなど継続的に通院していることが把握できるものを事業所に提出させることとする。

(参考) 平成30年4月に遡って基本報酬の区分(平均工賃月額区分)を変更して、過誤請求を行う場合につきましては、以下の台帳を登録して請求を行う必要がある。

【事業所台帳】

<事業所異動連絡票情報(サービス情報)>

- ・異動年月日：201804〇〇 ※「〇〇」の部分は連番
- ・平均工賃月額区分：「変更後の区分」

【参考：平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 2(平成30年4月25日)】

(就労移行支援体制加算)

問1 生活介護、自立訓練、就労継続支援の就労移行支援体制加算について、復職者は一般就労へ移行した者として含めることは可能か。

(答)

一般就労している障害者が休職した場合の就労系障害福祉サービスの利用については、以下の条件をいずれも満たす場合には、就労系障害福祉サービスの支給決定を行って差し支えないこととしている。(注1)

- ① 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援(例：リワーク支援)の実施が見込めない場合、又は困難である場合
- ② 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び主治医が、復職に関する支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合
- ③ 休職中の障害者にとって、就労系障害福祉サービスを実施することにより、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合

また、平成30年度から就労移行支援を利用した後に復職した場合には、一般就労への移行者として差し支えないこととしている。(注2)

このため、生活介護、自立訓練又は就労継続支援についても、復職のための支給決定を行い、当該利用者がこれらの障害福祉サービスの利用した後に復職をした場合には、一般就労への移行者に含めることができる。

なお、復職のために、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用した後、復職した障害者についても一般就労への移行者とするところから、復職して就労を継続している期間が6月に達した障害者は、就労定着支援を利用することが可能である。

(注1) 平成29年3月30日付け事務連絡「平成29年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A(平成29年3月30日)」の問12を参照

(注2) 「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の一部改正について」(障発0330第4号平成30年3月30日)を参照

(就労継続支援B型の基本報酬区分を算定する際の平均工賃月額の計算方法)

問2 月の途中で入院した、又は月の途中で退院した場合は、当該利用者について当該月における工賃支払対象者から除いて、平均工賃月額を算出することとしてよいか。

(答)

月の途中において、就労継続支援B型の利用を開始又は終了した者に関しては、当該月の工賃支払対象者から除外するとともに、当該月における当該利用者へ支払った工賃は、工賃総額から除外して、平均工賃月額を算出することとしている。(注)

月の途中で入院した、又は月の途中で退院した利用者についても当該月の工賃支払対象者から除外するとともに、当該月における当該利用者へ支払った工賃は、工賃総額から除外して、平均工賃月額を算出することとする。

(注) 「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の一部改正について」(障発0330第4号平成30年3月30日)を参照

(年度途中で新規に指定を受けた場合の就労移行支援の基本報酬区分)

問3 就労移行支援の基本報酬については、新規に指定を受けた日から2年目において、前年度の就労定着者の割合が100分の40以上となる場合は、前年度の実績に応じて基本報酬を算定しても差し支えないこととなっているが、年度途中で新規に指定を受けた場合の取扱い如何。

(答)

年度途中で新規に指定を受けた場合であっても1年後に、1年間における就労定着者の割合が100分の40以上となる場合は、1年間の実績に応じて基本報酬を算定することができる。

例えば、平成29年11月から指定を受けてサービスを開始した場合、平成30年11月から、平成29年11月から平成30年10月までの1年間の就労定着者の割合をもって、基本報酬を算定することが可能である。

なお、平成31年4月からは、前年度(4月から3月)の1年間の実績をもって基本報酬を算定する。

(年度途中で新規に指定を受けた場合の就労継続支援の基本報酬区分)

問4 就労継続支援の基本報酬については、新規に指定を受けた日から6月以上1年未満は、指定を受けた日から6月間の実績(1日の平均労働時間数又は平均工賃月額)に応じ、基本報酬を算定することができることとなっているが、年度途中で新規に指定を受けた場合の具体的な取扱い如何。

(答)

例えば、平成29年5月から新規に指定を受けてサービスを開始した場合には、平成30年4月からの基本報酬の算定区分は、直近の平成29年10月から平成30年3月までの6月間の実績に応じて算定することとし、平成31年4月からは前年度1年間の実績に応じて基本報酬を算定する。

また、例えば、平成29年12月に新規に指定を受けてサービスを開始した場合には、

(1) 6月間の実績が出るまでの平成30年5月までは、

① 就労継続支援A型は、1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合の基本報酬

② 就労継続支援B型は、平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合の基本報酬

をそれぞれ算定

(2) 平成30年6月からは、平成29年12月から平成30年5月までの6月間の実績をもって、平成30年6月から平成31年3月までの基本報酬を算定

(3) 平成31年度においては、平成30年度1年間の実績をもって基本報酬を算定する。

【参考：平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 4(平成30年7月30日)】

(就労継続支援B型サービス費の区分)

問1 就労継続支援B型サービス費の区分は、前年度の平均工賃月額に応じ算定することとなっているが、大規模な災害の影響で著しく生産活動収入や工賃実績が低下した場合、その翌年度の就労継続支援B型サービス費の区分はどのように計算することになるか。

(答)

激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法適用地域に、就労継続支援B型事業所が所在する場合又は取引先企業が所在する場合であって、生産活動収入の減少が見込まれ、工賃支払額が減少する場合には、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を就労継続支援B型サービス費の算定区分とすることができる。

(就労継続支援B型サービス費の区分)

問2 就労継続支援B型サービス費の区分は、前年度の平均工賃月額に応じ算定することとなっているが、就労継続支援B型以外の支給決定を受けて複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者については、事業所の努力では利用者の利用日数を増やせないため、平均工賃月額を算出する際の計算から除外することになっている。

この考えに基づけば、同様に、通年かつ毎週、定期的に通院をしながら就労継続支援B型を利用している者についても、事業所の努力では利用者の利用日数を増やすことが困難であるため、平均工賃月額を算出する際の計算から除外することは可能か。

(答)

人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある者が就労継続支援B型を利用している又はする場合についても、事業所の努力では利用者の利用日数を増やすことは困難であると考えられるため、就労継続支援B型サービス費の基本報酬区分を決定する際の平均工賃月額を算出する際の計算から除外することができる。

また、サービス利用途中において、通年かつ毎週引き続き通院する必要性が生じた利用者についても、実際に通院が始まった月の計算から除外することができる。

これらの場合、通年かつ毎週、通院しているかの確認には、医療費の内容の分かる領収書及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の写しなど継続的に通院していることが把握できるものを事業所に提出させることとする。

(参考) 平成30年4月に遡って基本報酬の区分(平均工賃月額区分)を変更して、過誤請求を行う場合につきましては、以下の台帳を登録して請求を行う必要がある。

【事業所台帳】

<事業所異動連絡票情報(サービス情報)>

- ・異動年月日：201804〇〇 ※「〇〇」の部分は連番
- ・平均工賃月額区分：「変更後の区分」

(就労継続支援B型サービス費の区分)

問3 全治1か月以上の怪我やインフルエンザなどの流行性疾患により長期間に渡って利用者が利用できなかった場合、当該利用者について当該当月における工賃支払対象者から除いて、平均工賃月額を算出することとしてよいか。

(答)

月の途中において、入院又は退院した利用者については、当該月の工賃支払対象者から除外するとともに、当該月における当該利用者に支払った工賃は、工賃総額から除外して、平均工賃月額を算出することとなっている。

同様に、月の途中において、全治1か月以上の怪我やインフルエンザなどの流行性疾患により長期（連続して1週間以上）に渡って利用できなくなった者については、利用ができなくなった月から利用が可能となった月までは、当該月の工賃支払対象者から除外するとともに、当該月における当該利用者に支払った工賃は、工賃総額から除外して、平均工賃月額を算出することとする。

3/6 各事業所にメール済

未着の場合、当課にメールして下さい。

(公印省略)

ユ第1421号

平成31年3月6日

各就労支援事業所 管理者 様

兵庫県健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課長

平成30年度就労移行等実態調査の実施について(照会)

平素は、本県の障害福祉事業の推進にご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、障害者の就労支援等の実態を把握し報酬改定等の基礎資料とするため、厚生労働省が例年実施している実態調査につきまして、以下により当課にご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 調査対象事業所及び提出物

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型事業所

→「平成30年度就労移行等実態調査票」(該当するワークシートにて作成する)

※平成30年4月1日時点で指定を受けている事業所(ただし、平成31年3月6日時点で休止・廃止している事業所は除く)

2 提出期限 平成31年4月12日(金)必着

3 提出方法 電子メール

4 提出先 ユニバーサル推進課組織メール universal@pref.hyogo.lg.jp

5 注意事項

- (1) 実態調査票のエクセルシートは、各サービスに分かれています。必ず該当するシートで作成してください。
- (2) 多機能型事業所については、それぞれの事業ごとに作成してください。
- (3) 従たる事業所、出張所がある場合は、主たる事業所に集約して作成してください。
- (4) 調査票のタイトルの(事業所名)部分は、貴事業所の名称に変更のうえ、提出をお願いします。

【問い合わせ先】

障害者就労支援班 代表TEL:078-341-7711

内線:2836(井上)

平成30年度 就労移行等実態調査票【就労継続支援B型事業所用】

〇マーク上の欄は記入（空白に記入可）
 調査対象は平成30年4月1日時点で指定を受けている事業所となります。主たる事業所に当たる事業所がある場合は、1つの事業所として調査票を作成をお願いします。
 多機能事業所についてはそれぞれの事業所の事業内容（就業支援）を併記し、主たる事業所に当たらない事業所を併記してください。
 ＊入力部分 右の欄の色の色部分の入力については、その外の人材については必ず入力してください。そのほか、指定を受けている事業所の入力については必ず入力してください。
 1. 事業内容 事業内容の記入欄には、事業内容の記入欄に記入してください。事業内容の記入欄には、事業内容の記入欄に記入してください。
 2. 事業内容 事業内容の記入欄には、事業内容の記入欄に記入してください。事業内容の記入欄には、事業内容の記入欄に記入してください。
 3. 事業内容 事業内容の記入欄には、事業内容の記入欄に記入してください。事業内容の記入欄には、事業内容の記入欄に記入してください。
 4. 事業内容 事業内容の記入欄には、事業内容の記入欄に記入してください。事業内容の記入欄には、事業内容の記入欄に記入してください。
 5. 事業内容 事業内容の記入欄には、事業内容の記入欄に記入してください。事業内容の記入欄には、事業内容の記入欄に記入してください。
 6. 事業内容 事業内容の記入欄には、事業内容の記入欄に記入してください。事業内容の記入欄には、事業内容の記入欄に記入してください。
 7. 事業内容 事業内容の記入欄には、事業内容の記入欄に記入してください。事業内容の記入欄には、事業内容の記入欄に記入してください。
 8. 事業内容 事業内容の記入欄には、事業内容の記入欄に記入してください。事業内容の記入欄には、事業内容の記入欄に記入してください。

図1 H30.4.1現在の個人名、性別、年齢、誕生日、事業所所属を記入してください。就労移行支援B型事業所を記入してください。

個人名	性別	年齢	誕生日(西暦)	事業所所属

図2 事業所に関する記入欄

(1) 事業所に関する記入欄

1. 事業所名称	
2. 事業所所在地	
3. 事業所設立年月	
4. 事業所業種	
5. 事業所形態	
6. 事業所規模	
7. 事業所種別	
8. その他	

(2) 事業所に関する記入欄

1. 事業所名称	
2. 事業所所在地	
3. 事業所設立年月	
4. 事業所業種	
5. 事業所形態	
6. 事業所規模	
7. 事業所種別	
8. その他	

図3 定員数、利用人数、利用日数について

(1) H30.4.1現在の定員数、利用人数、利用日数について

定員数	
利用人数	
利用日数	

(2) H30.4.1現在の定員数、利用人数、利用日数について

定員数	
利用人数	
利用日数	

(3) H3. (2) の事業所に、1日でも利用している利用者の人数

性別	女性	男性	合計
身体障害			
知的障害			
精神障害			
発達障害			
高次脳機能障害			
その他			
合計			

(4) H3. (2) の事業所に、10日以上利用している利用者の人数

性別	女性	男性	合計
身体障害			
知的障害			
精神障害			
発達障害			
高次脳機能障害			
その他			
合計			

(5) H3. (2) の事業所に、1年以上利用している利用者の人数

性別	女性	男性	合計
身体障害			
知的障害			
精神障害			
発達障害			
高次脳機能障害			
その他			
合計			

図4 通所回数及び就業の状況について

(1) 通所回数及び就業の状況について

通所回数	就業状況
1. 通所回数	
2. 通所回数	
3. 通所回数	
4. 通所回数	
5. 通所回数	
6. 通所回数	
7. 通所回数	
8. 通所回数	
9. 通所回数	
10. 通所回数	
11. 通所回数	
12. 通所回数	
13. 通所回数	
14. 通所回数	
15. 通所回数	
合計	

(2) H4. (1) の事業所に、10人以上利用している利用者の人数

10人以上利用している利用者の人数	
-------------------	--

(3) H4. (2) の事業所に、10人以上利用している利用者の人数

10人以上利用している利用者の人数	
-------------------	--

(4) H4. (1) の事業所に、10人以上利用している利用者の人数

性別	女性	男性	合計
身体障害			
知的障害			
精神障害			
発達障害			
高次脳機能障害			
その他			
合計			

(5) H4. (1) の事業所に、10人以上利用している利用者の人数

性別	女性	男性	合計
身体障害			
知的障害			
精神障害			
発達障害			
高次脳機能障害			
その他			
合計			

(6) H4. (1) の事業所に、10人以上利用している利用者の人数

性別	女性	男性	合計
身体障害			
知的障害			
精神障害			
発達障害			
高次脳機能障害			
その他			
合計			

(7) H4. (1) の事業所に、10人以上利用している利用者の人数

性別	女性	男性	合計
身体障害			
知的障害			
精神障害			
発達障害			
高次脳機能障害			
その他			
合計			

(8) H4. (1) の事業所に、10人以上利用している利用者の人数

性別	女性	男性	合計
身体障害			
知的障害			
精神障害			
発達障害			
高次脳機能障害			
その他			
合計			

障害福祉サービス(就労系)の指定申請等に関する手続き

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業(就労系)の指定申請等の手続きについてご案内します。

当該ホームページの責任者はユニバーサル推進課です。就労系サービスの他に生活介護等を実施している多機能型事業所は障害福祉課にお問い合わせください。なお、他の障害福祉サービス等の指定申請等の手続きについては、次のHPをご覧ください。

[障害福祉サービス\(療育介護・生活介護・自立訓練・施設入所支援\)の指定申請等に関する手続き](#)

[障害福祉サービス事業等の指定申請手続き\(居宅系、GH、相談支援\)](#)

[障害児通所支援事業の指定申請\(指定更新申請\)手続き](#)

[障害児入所施設の変更届等に関する手続き](#)

平成30年度報酬改定関係については、厚生労働省ホームページ「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について」(外部サイトリンク)をご覧ください。

1 指定申請のスケジュール

指定申請書、訓練給付費の算定届、変更届の提出期限と適用日にご留意ください。

指定申請書類は希望する指定日の一ヶ月半前までに提出していただくことを原則としています。

(ただし、4月1日の指定のみ、申請が大変混み合いますので、2か月前(1月末まで)の提出をお願いします。)

区分	提出期限等	適用日	提出先	
指定申請書	指定希望(事業開始予定)日の1ヶ月半前	指定日は、毎月1日	事業所所在地の健康福祉事務所(PDF: 50KB) 郵送又は持参してください ※神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市に所在の事業所については各市にお問い合わせください。	
加算届	算定単位数が増える場合	届出が月の15日以前		翌月から算定
	算定単位数が減る場合、又は加算等が算定されなくなる場合	届出が月の16日以降		翌々月から算定
変更届	厚生労働省令で定める事項に変更の場合	変更の日から10日以内		変更日
	休止した事業を再開した場合	事業を再開した日から10日以内		再開日
	事業を廃止又は休止する場合	廃止又は休止の予定日の1ヶ月前		廃止又は休止予定日
登録メールアドレス変更届	電子メールによりタイムリーに情報提供しますので、最新のアドレスを届出ください。		ユニバーサル推進課 ※FAXしてください。	

2 指定障害福祉サービス事業(就労系サービス)の指定基準等

指定を受ける前に、指定障害福祉サービス事業に関して、次に記載の事項について必ずご確認ください。

なお、ご質問がある場合は、[質問窓\(様式\)](#)(ワード: 21KB)によりお問い合わせください。

また、その根拠通知等は、以下で検索できます。

[厚生労働省 法令・告示・通達等\(厚生労働省法令等検索画面\)](#)(外部サイトリンク)

(サービス共通事項)

- ア 人員・設備基準: [共通事項\(PDF: 134KB\)](#) [就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援\(PDF: 65KB\)](#)
- イ [サービス管理責任者の要件\(PDF: 176KB\)](#)
- ウ [障害福祉サービス事業の形態\(PDF: 111KB\)](#)
- エ [障害福祉サービスに係るQ&A\(PDF: 163KB\)](#)

(就労系に関する留意事項)

- ア 工賃関係 [工賃向上計画・平均工賃額について\(計画・実績\)](#)
- イ 会計処理関係
 - [厚労省通知「就労支援事業等に関する会計処理の取り扱いについて」\(PDF: 28KB\)](#)
 - [就労支援の事業の会計処理の基準\(PDF: 348KB\)](#)
 - [厚労省事務連絡「就労支援の事業の会計処理の基準の改正」\(PDF: 85KB\)](#)
 - [就労支援の事業の会計処理の基準の改正に係る留意事項等の説明\(PDF: 381KB\)](#)
 - [就労支援事業の会計処理の基準に関するQ&Aについて\(PDF: 373KB\)](#)
 - [\(参考例\)就労支援事業による予算内訳書\(PDF: 239KB\)](#)
- ウ [就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱\(PDF: 65KB\)](#)
- エ 指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等について
 - [通知\(平成29年7月21日付 障支第1207号 障害者支援課長通知\)\(PDF: 109KB\)](#)
 - [様式 就労継続支援A型計画書\(PDF: 47KB\)](#) [\(エクセル: 67KB\)](#)
 - [経営改善計画書 様式2-1\(PDF: 47KB\)](#) [\(エクセル: 17KB\)](#)

兵庫県／障害福祉サービス(就労系)の指定申請等に関する手続き

様式2-2 (PDF: 28KB) (エクセル: 14KB)

オ 「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」の一部改正について (PDF: 141KB)

※施設外支援・施設外就労に関する要件確認表 (エクセル: 32KB)

カ 就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について (PDF: 528KB)

キ 就労定着支援について

就労定着支援の実施について (平成30年2月28日付 厚生労働省事務連絡 (PDF: 217KB))

就労定着支援の円滑な実施について (平成30年7月30日付 障障発0730第2号 (PDF: 383KB))

ク その他関係通知等

介護保険制度との適用関係

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について (PDF: 108KB)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等に係る留意事項等について (PDF: 235KB)
- 共生型サービスの施行に伴う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等に係る留意事項等について (PDF: 77KB)

子ども食堂

- 子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について (PDF: 4,128KB)

総合的な福祉サービス

- 地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン (PDF: 1,088KB)

ケ 厚生労働省Q&A

平成30年4月25日 (PDF: 130KB)

平成30年5月23日 (PDF: 291KB) 5月23日 問3修正箇所

平成30年7月30日 (PDF: 137KB)

平成30年12月17日 (PDF: 597KB)

障害福祉サービス等に関するQ&A (外部サイトへリンク)

障害福祉サービス等報酬改定について (外部サイトへリンク)

3 提出様式等

指定申請等に必要書類は、次のとおりです。

また、添付が必要な資料については、「確認表」に記載しています。

提出前には、必要な書類が準備できているかどうか「確認表」で点検の上、提出してください。

申請書等は、3部 (正1部、副2部) を作成し、正副各1部を上記の「提出先」に提出してください (副1部は申請者において保管ください。)

(指定申請書)

1. 全サービス共通様式

ア 指定申請書提出確認表 (エクセル: 31KB)

※必ずこの確認表でチェックしながら作成してください。申請書はこの確認表と一緒に提出してください。

イ 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 (ワード: 27KB)

※平成29年10月1日付けで新規指定する事業所から提出が義務化されました。平成29年7月27日付 障支第1230号の2 障害者支援課長通知 (PDF: 52KB)

ウ 指定申請書 (ワード: 27KB)

エ 障害者総合支援法、児童福祉法及び介護保険法で既に指定を受けている事業について (ワード: 20KB)

オ 参考様式1～参考様式12 (エクセル: 133KB)

カ 運営規程 作成に際しての留意事項 (PDF: 83KB)

(記載例)

- 就労移行支援 (ワード: 70KB)
- 就労継続支援A型 (ワード: 80KB)
- 就労継続支援B型 (ワード: 75KB)
- 就労定着支援 (ワード: 64KB)

※就労継続支援A型の運営規程に関しては、平成29年4月1日の指定基準の見直しで、新たに「主な生産活動の内容」「利用者の労働時間」「月給、日給又は時間給」を記載することになりましたのでご注意ください。既に指定済みのA型事業所については、運営規程の変更の届出をしてください。

通知 (平成29年7月21日付 障支第1207号 障害者支援課長通知) (PDF: 109KB)

キ 事業計画書 様式例 (エクセル: 19KB)

ク 収支計画書 様式例 (エクセル: 32KB)

ケ 新規指定に際してのサービス管理責任者が未受講の場合の研修受講誓約書 (参考様式4) (エクセル: 14KB)

【重要】新規指定に際してのサービス管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修が未受講の場合について

サービス管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修が未受講の場合の経過措置は、平成31年3月31日で終了です。厚生労働省事務連絡 (PDF: 150KB)

よって、受講誓約書は、他府県でそれらの研修の受講申し込みができなくなった時点で、提出ができなくなります。(誓約の意味がなくなるから。)

他府県での研修申し込みができなくなった後は、実務経験及び研修の要件を満たしたサービス管理責任者を確保のうえ、新規指定申請を行ってください

2. 付表 (サービス別)

ア 就労移行支援 付表11・付表11-2 (エクセル: 28KB)

イ 就労継続支援 付表12・付表12-2 (エクセル: 28KB)

ウ 就労定着支援 付表13・付表13の別紙 (エクセル: 29KB)

エ 多機能型事業所 付表14 (その1・その2) (エクセル: 33KB)

(加算届)

下記1 (様式第5号) 及び2 (様式第5号 別紙1-1) は、全事業所必須です。

下記2内のそれ以外の様式 (別紙2～別紙30) 及び添付書類は、各加算に応じて提出してください。(別紙1-1右記欄に加算に対応する書類を記載しています。)

1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 (様式第5号) (ワード: 27KB)

兵庫県／障害福祉サービス(就労系)の指定申請等に関する手続き

2. [介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表\(様式第5号 別紙1-1\)及び必要な届出書\(別紙2~30\)\(エクセル:374KB\)](#)
3. [処遇改善加算 処遇改善加算をとる場合は、こちらをご覧ください。](#)
4. [平成30年4月報酬改正に伴う賃割に対する回答\(就労系サービス\)\(平成30年6月7日現在\)\(エクセル:40KB\)](#)
5. 年度途中で新規指定を受けた就労継続支援事業所の基本報酬の変更について
 - (1) 就労継続支援A型
指定を受けた日から1年間は、1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満の場合として基本報酬を算定するが、新規に指定を受けた日から6月間の実績に応じ、基本報酬を算定することができる。
この場合、7月目に体制等に関する届出書(加算届)により基本報酬の変更を届け出なければならない。
 - (2) 就労継続支援B型
指定を受けた日から1年間は、平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合として基本報酬を算定するが、新規に指定を受けた日から6月間の実績に応じ、基本報酬を算定することができる。
この場合、7月目に体制等に関する届出書(加算届)により基本報酬の変更を届け出なければならない。
(例)就B 平成30年1月1日指定 6月(平成30年1月~平成30年6月)平均工賃月額実績 15,000円
 - 平成30年4月届出時
提出期限:平成30年4月末
算定期間:平成30年4月~平成31年3月まで
報酬区分:5千円以上~1万円未満(経過措置)
 - もし6月間実績に応じて届出するなら
提出期限:平成30年7月末
算定期間:平成30年7月~平成31年3月まで
報酬区分:1万5千円以上~2万円未満

(変更届)

[変更届出書提出確認票\(エクセル:15KB\)](#)

[変更届出書\(エクセル:15KB\)](#)

(指定変更申請)

[指定変更申請書提出確認票\(エクセル:22KB\)](#)

※就労A、Bの定員増については変更届ではなく、当該申請が必要です。(定員減は通常の変更届出書となります。)

[指定変更申請書\(ワード:31KB\)](#)

(廃止・休止・再開届出等)

[廃止・休止・再開届\(エクセル:14KB\)](#)

[指定辞退届\(エクセル:12KB\)](#)

(登録メールアドレス変更届)

[登録メールアドレス等変更届\(ワード:18KB\)](#)

4 審査・指定

申請受付後は、休日を除く30日程度(補正に要する期間は除く。)で審査を行います。

審査の結果、基準を満たすと判断された場合、特定障害福祉サービス事業者として指定します。

指定に際して、指定日や事業者番号が記載された指定通知書を送付します。指定の有効期間は、原則として6年間です(指定通知書に記載)。

なお、有効期間が終了するまでの間に、更新の手続きを行う必要があります。詳しくは[障害福祉サービス事業所等の指定更新について](#)をご覧ください。

5 業務管理体制整備の届出

法人として初めて、障害福祉サービス事業者等の指定を受けた場合は、別途、業務管理体制整備の届出が必要です。詳しくは[障害福祉サービス・障害児施設等の業務管理体制整備にかかる届出等について](#)をご覧ください。

6 障害福祉サービス事業等開始届等

障害者総合支援法第79条に基づき、障害福祉サービス事業を開始するにあたっては、指定申請とは別に、「障害福祉サービス事業等開始届」の届出を県知事(政令市、中核市にあっては、それぞれの市長)に行う必要があります。なお、届出を行った内容に変更が生じた場合は、変更の日から1月以内に変更届の提出が必要です。また、事業を廃止又は休止する場合は、1ヶ月前あらかじめ廃止・休止届の提出が必要です。

1. 提出様式

[障害福祉サービス事業等開始届\(様式第14号\)\(ワード:16KB\)](#)

[障害福祉サービス事業等変更届\(様式第15号\)\(ワード:16KB\)](#)

[障害福祉サービス事業等廃止\(休止\)届\(様式第16号\)\(ワード:16KB\)](#)

2. 提出先

[事業所所在地の県民局\(健康福祉事務所\)\(PDF:50KB\)](#)

事業所所在地が神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市である場合は各市

お問い合わせ

部署名:健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課
電話:078-341-7711(就労のみ3041、多機能2967)
FAX:078-362-9040
Eメール:universal@pref.hyogo.lg.jp

兵庫県

[ホーム](#) > [暮らし・教育](#) > [健康・福祉](#) > [障害者就労支援](#)

障害者就労支援

障害者就労支援について掲載しています。

[本庁の情報](#)

[県民局・県民センターの情報](#)

本庁の情報

「ひょうご障害者ハート購入企業」認定制度について	健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課
「障害者工賃向上のための専門人材マッチング事業」の実施について	健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課
第2回グルメ甲子園の開催について	健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課
工賃向上計画・平均工賃について	健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課
「第10回スイーツ甲子園」の結果発表について	健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課
「第10回スイーツ甲子園」の開催	健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課
(受付終了しました) (第2次募集) 平成30年度「空き店舗等を工賃向上や地域活性化に活用する事業」の実施について	健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課
障害者就労施設等からの物品等の調達推進	健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課
「障害者アグリファーム支援事業」の追加募集について	健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課
「高品質商品開発設備買補助事業」の実施について	健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課
「(緑の活用) 農福連携」講座のご案内	健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課
「農福連携支援アドバイザー」の派遣について	健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課
障害者アグリファームモデル事業(農福連携技術指導研修)の参加事業所募集について	健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課
「障害者の在宅ワーク推進モデル事業」の実施について	健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課
「知的障害者と農作業のマッチング・ハンドブック」の作成について	健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課

県民局・県民センターの情報

阪神南 障害者のしごと支援事業「みんなのしごと」	阪神南県民センター 芦屋健康福祉事務所
--------------------------	---------------------

兵庫県庁 法人番号8000020280003
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話番号：078-341-7711 (代表)

Copyright © Hyogo Prefectural Government. All rights reserved.